

営業活動促進事業 Q&A 書：申請に必要な書類

No.	カテゴリー	質問	回答
1	書	証明書等の提出書類はどこで取得できるか？	都税事務所…法人住民税・事業税納税証明書（法人） 区役所…住民税納税証明書又は非課税証明書（個人） 法務局…履歴事項全部証明書（法人）
2	書	飲食店だが、飲食店営業許可書は申請者（代表者）と異なる場合どうしたらよいか？	飲食店営業許可書には、原則として、申請される法人名等が明記されていることが必要です。飲食店営業許可書に記載されている法人名、営業者氏名、屋号等が、申請書と異なる場合は、営業する上で問題ないか、管轄の保健所にご相談してください。必要な手続きが必要となる場合は、手続きを完了後、新たに取得又は変更された営業許可書をもって申請してください。
3	書	確定申告書の收受印は、税務署のものでないと認められないか？	税務署印の他、青色申告会印、自治体印でも認められます。
4	書	個人事業税の納税証明書は領収書で代用可能か？	領収書でも構いません。ただし、1期・2期の領収書が必要となります。
5	書	3/1～2/28に見積・発注・履行・支払が完了していることが必要とのことだが、領収書だけでなく見積書も必要か？	申請に当たっては、見積書や契約書等、詳細な仕様が確認できる書類が必要になります。また、その後の手続きにおいて、領収書は必要になります。
6	書	個人事業主の提出書類である「直近の住民税納税証明書」は、分割払いしている場合、その時点のもので良いか？それとも全額支払い済みである前年分を提出すればよいか？	分割払いしている場合、その時点のもので構いません。